

学生支援および障害学生支援に関する法令

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/29623

学生支援および障害学生支援に関する法令

金沢大学 大学教育開発・支援センター教授 青野 透

教育情報の公表と障害学生支援

六月十六日、文部科学省より各大学等に対し、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」と題する通知が出された。前日公布の改正省令により公表を義務づけた教育情報の各項目について説明している。これを参考に各大学は省令施行日の来年四月一日までに公表を終えねばならないが、全九項目中で注目すべきは、「学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する」と関し、具体的に「留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること」とした点である。

「厚生補導」と「学生支援」

既に独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）によるアンケート調査で、全国の障害学生数、授業情報保障などの支援を受けている学生数等の修学支援の実態が明らかになっている。これに加えて各大学の支援の様子が分かれば、障害のある高校生たちにとって貴重な進路選択情報となり、進学への励みにな

る。また、在学中の障害学生も、自分の大学の支援が他に比べて貧弱であってもそれに気づかず我慢するしかなかったが、これからは必要な支援を求めるためにめらいを感じないですむ。日本のすべての大学等における障害学生支援水準の底上げが期待できる。

さて、日本国憲法第二十六条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定する。障害学生支援でまず確認したいのが、憲法の人権規定に基づき、大学等における障害学生支援が法令によって定められていることである。その前に、学生支援一般について振りかえる。

「進学率の上昇による高等教育の規模の拡大とともに伴う学生の能力・適性や興味・関心の多様化、国際化の進展に伴う留学生交流の活発化など、我が国の高等教育をめぐる状況は、近年大きく変化しています。このような状況の中、外国人留学生を含む多様な学生

に対する支援施策のより一層の充実を図ることによって、次代を担う人材を育成していくことが強く求められています。このため、文部科学省においては、平成十六年四月から、日本人学生の奨学や厚生補導を担当していた学生課と、留学生の受け入れや派遣などを担当していた留学生課を再編・統合し、学生支援課を設置するとともに、国、特殊法人日本育英会及び留学生関係公益法人においてそれぞれ実施していた日本人学生や外国人留学生などに対する各種支援業務を総合的に実施する独立行政法人として、日本学生支援機構を設立し、学生支援の充実のための体制整備を行いました」（『平成十六年度文部科学白書』）

学生支援に関する現在の諸施策の基本が集約された文章であるが、ここにある厚生補導という言葉は五十年以上の歴史を持つ。「学生生活の環境的条件を調整するとともに、学習体験の具体的な場面に即して、各学生の主体的条件に働きかける教育指導を行うことによって、その人格形成を総合的に援助することが正課外活動の目的であり、このような日

的をもつて組織的・計画的に行われる大学の活動」（一九五八年学徒厚生審議会答申）と定義され、その後の『教育白書』（我が国の大教施策）などで「戦後、新制大学の発足に伴い、アメリカの大学で行われていた学生に対するサービスの考え方が導入されたものである。この学生サービスは、「厚生（Welfare）・物的・間接的な援助」と「輔導（Guidance）：人的・直接的な指導」の二つの面から成っており、これを「厚生補導」と称している」と説明されている。

法令上も、大学設置基準第四十一條「大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適切な組織を設けるものとする」、私立学校振興助成法施行令第一條「政令で定める経常的経費の範囲は次に掲げる経費とする。
① 学生の厚生補導に直接必要な備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水料、謝金、旅費その他の経費で文部科学大臣が定めるもの」などと規定されている。
これに対し、現在では、一九〇〇三年成立の二つの法律、すなわち、独立行政法人日本学生支援機構法第十三条「機構は、次の業務を行ふ。一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。二 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること」、および国立大学法人法第

二十二条「国立大学法人は、次の業務を行う。
① 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと」に、「相談」「指導」や「援助」と規定されている。中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（一九〇〇五年一月）なども、「ユニバーサル段階の高等教育が真に内実を伴つたものとなるためには、単に全体規模だけなく分野や水準の面においても、社会人等を含めた多様な学習者個々人の様々な需要に対して高等教育全体で適切に学習機会を提供するとともに、学生支援の充実等により学習環境を整えていくことが不可欠」としており、現在は、冒頭に引用した省令のように学生支援という言葉を用いるのが普通である。

障害学生支援のための法令と施策

障害学生支援を直接規定しているのは二つの法律である。教育基本法第四条二項は、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」と規定し、障害者基本法第十四条は「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」
一 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない」と規定している。国と地方公共団体に一義的な責任がある。

さて、一九〇〇四年に成立した発達障害者支援法では、教育について「第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする」としたうえで、「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と規定した。これを受けて、文部科学省は「大学及び高等専門学校における教育上の配慮」と題し「発達障害のある学生に対し、障害の状態に応じて、例えば、試験を受ける環境等についての配慮や、これらの学生の学生生活や進路等についての相談に適切に対応する等の配慮を行う」との通知（一九〇〇五年四月一日高等教育部長）を出している。この法律は、大学等における障害学生支援のうえで画期的な法律である。つまり、初中等教育における国や地方公共団体の責務と並べて、初めて個別の大学等に「障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮」義務を課したわけである。他の障害学生についてもあてはまる考え方であり、障害学生支援全般に与える影響も大きい。

このような中で、文部科学省が一九〇〇七年度と一九〇〇八年度に行なった「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）」においても、障害学生を主対象とした支援取組の採択が目立った。障害学生支援が重要課題であることを示すものであり、冒頭引用の文部科学省通知の内容も、それを反映したものである。